

第 2 章

対中国国際援助の現状と新しい動き

はじめに

1950 年代末の中ソ対立を経て自力更生路線を歩んできた中国は、78 年の中国共産党第 11 期中央委員会第三回全体会議（第 11 期三中全会）で改革・開放路線への方向転換をした後、79 年から国際機関や西側先進国による政府開発援助（official development assistance：ODA）を受け入れた。日本の対中国経済協力は 79 年 12 月の大平首相（当時）の訪中時に示された、いわゆる対中国経済協力 3 原則⁽¹⁾に沿って進められ、93 年以降中国は、日本の二国間 ODA の最大受取国（支出純額ベース）となっている。本章では、中国に対する国際金融機関と諸外国の ODA 供与の動向を概観した後、特に世界銀行（本章では、国際開発復興銀行〈International Bank for Reconstruction and Development : IBRD〉と国際開発協会〈International Development Association : IDA〉の 2 機関を指す。以下、世銀）の対中国貸付を分析し、最後に今後の援助の方向について考察する。

第 1 節 経済協力と公的援助の役割

最初に、経済協力の諸形態のなかで公的援助（本章では国際機関と外国政府

によるものをいう)と呼ばれるものの位置づけを考えてみたい。当然だが、公的な援助だけが相手国の経済発展に資するものではない。アジア諸国の事例を見るまでもなく、例えば海外からの直接投資を含む民間資金の流入が発展途上国の発展に多大な影響を与えていることは明らかであろう⁽²⁾。そこで、経済発展を促進する要素として開発途上国が外国からの経済協力を通じて得られるものを整理してみると、概ね、(1)資金、(2)技術・情報、(3)市場、(4)リスクの負担の四つにまとめられると考えられる。

1. 資金の提供

資金提供の形態には、贈与、貸付、投資の3形態が考えられ、このうちODAが主要な役割を果たすのは贈与と、貸付のうち市場金利によらない低金利融資の部分になる。市場金利による貸付や投資は民間銀行、民間企業が行う。行為主体はさまざまだが、途上国に与える経済的な効果は開発途上国に不足する資金を補うものであるという点では同じである。「外貨不足（輸出・輸入ギャップ）と貯蓄不足（投資・国内貯蓄ギャップ）」という開発途上国がかかえる基本的な発展制約要因を外国からの援助は取り除くことができるという考え方があり、援助理論のツーギャップ・アプローチ（two-gap approach）と呼ばれている⁽³⁾。

2. 技術・情報の提供

公的な援助において資金協力と並ぶ柱のひとつに技術協力がある。二国間政府援助の枠組みの外でも、国連システムでは国連開発計画（United Nations Development Programme：UNDP）が国連の各種専門機関の協力の下に技術協力を専門的に行い、また世銀などの国際金融機関でも技術援助（Technical Assistance）を行っている。技術援助は、生産活動に直結するいわゆる「ハードな技術」のほかに途上国政府の組織運営や政策実行に必要な

「ソフトな技術」についても行われてきているが、近年では特に市場経済移行国に対する技術援助において「知的支援」という言葉に代表されるような市場経済運営にかかわる組織・制度整備への協力が行われるなど、ソフトな技術の重要性に対する認識が高まっているといえる⁽⁴⁾。

これら公的な機関による技術援助以外に、民間企業の活動に伴う技術移転という形もある。企業間のライセンス契約や工場の現地進出などを通じて、民間企業が有する技術が開発途上国に移転されることは当該途上国の生産技術の向上に役立つが、ここでも生産技術や生産設備などの「ハードな技術」の移転だけではなく「経営資本」ともいわれる「ソフトな技術」の移転が注目されている。生産技術を高めることは企業の発展に不可欠だが、それだけでは効率的な企業とはなり得ない。企業活動は必要な資機材・労働力の調達、生産、販売、利益の生産への再投入というサイクルで成長するが、これら企業活動全体をマネジメントできなければ、たとえ最先端の生産技術を導入しても十分な生産効率を上げられないことは、旧社会主義諸国の国営企業の非効率性をめぐる最近の議論からもいえるだろう。また開発途上国の企業活動にとって重要な課題は商品の購買市場と販路の確保である。途上国は一般に国内市場が未発達な上に、所得水準が低いため十分な国内需要をもっていないことが多い、このことが多くの開発途上国に輸入代替工業化戦略から輸出指向工業化戦略への転換を迫った一因であった⁽⁵⁾。開発途上国の企業にとっては、狭隘な国内市場の開拓よりも自社の製品を海外市場に販売し利益を得ることが重要であり、先進国の企業と提携することによって取引相手の発掘、販売ルートの確保、国際商取引のノウハウなどの「ソフトな技術」あるいは情報といったものを開発途上国の企業が得ることができることの意味は大きい。中国の経済発展のなかで、特に華僑資本の進出が果たした役割のひとつが、彼らのもつ商取引網を利用できたことであったと言われるのはその典型的な事例といえよう。

3. 市場の提供

この点については上述したとおりである。ここでの主体は公的援助ではなく、もっぱら民間企業や投資家になる⁽⁶⁾。彼らのもつ市場ネットワークや知識、経験を利用することにより、開発途上国の企業はそれらを独力で獲得する場合に比べてコストを節約することができるのである。

4. リスクの負担

開発途上国の発展に先進国などの民間資本、民間企業が果たす貢献はきわめて重要な要素であると考えられる。それは、彼らが開発途上国の発展を制約する要因である資本、技術の不足を補い、輸出指向工業化戦略にとって不可欠な海外市場を提供しうるからである。しかし企業の側からみれば、海外進出、とりわけリスクが高い開発途上国への進出、投資には慎重にならざるを得ない。開発途上国への進出には、政情や政策の不安定さ、手続きの不透明さなどから生じる損失などのリスク面を加味する必要がある。特に工場の進出や、後で触れるようにインフラ事業への投資などの初期投資が大きくて撤退の困難な事業では、投資後になんらかの事情変更が起こったために投入資金が回収できなくなるような事態は避けなければならず、このために開発途上国への先進国企業の進出・投資は抑制されることになる。先進諸国の経済協力を必要とするような発展途上の国々ほど民間投資受入れの諸制度が整っていないために、専らODAなどの公的資金だけに頼らざるを得ないという逆説的な状況が起こりやすい。このような状況を改善し、民間資金の導入で開発途上国を経済発展の軌道にのせるには、リスクを先進国政府や国際援助機関などの公的機関が肩代わりすることで先進国企業の進出・投資を促進するような仕組みが必要である。具体的には、貿易保険などの各種保険制度⁽⁷⁾や、公的金融機関を中心とするシンジケートローンなどが考えられる。

特に政治的要因により発生するリスクは民間保険会社が負うにはそのコストが膨大なものになってしまうため、「リスク負担」に関しては公的機関に積極的な役割が期待される分野とならざるをえない。

このように、公的機関（外国政府、国際機関など）が開発途上国の経済発展を支援する方法には、資金提供（贈与と借款）、技術・情報の移転、民間経済主体のリスクを負担することの三つがある。

次節では、まず公的機関の対中国援助を援助金額（資金）の面からみていくことにする。

第2節 対中国援助の概況

1. 中国の外資利用状況

まず、中国の対外借款の推移をみる。

表1 中国の外資利用（実行ベース）

外資利用方式	1979～82	1985	1990	1995	1979～95 計	(%)
対外借款	1,087,348	250,596	653,452	1,032,700	9,143,738	46.06
外国政府借款	147,816	48,632	252,357	277,300	2,348,430	11.94
国際金融機関借款	93,486	60,430	106,559	270,700	1,623,798	8.56
輸出信用	39,503	12,648	89,843	266,900	1,207,011	6.76
外国銀行商業借款	756,045	52,649	204,396	139,500	2,977,523	15.54
債権・株式の対外発行等	50,543	76,237	297	78,300	986,976	3.26
外商直接投資	116,762	165,848	348,711	3,752,053	13,315,653	51.77
合資經營企業	9,961	57,988	188,607	1,907,790	6,996,850	27.21
合作經營企業	53,107	58,504	67,356	753,560	2,820,693	10.53
外資企業	4,031	1,295	68,317	1,031,683	2,994,561	12.06
合 作 開 発	49,663	48,061	24,431	59,020	503,549	1.97
その他	60,234	29,767	26,776	28,516	454,334	2.18
総計	1,264,344	446,211	1,028,939	4,813,269	22,913,725	100.00

（注）「その他」には、国際租賃（リース）、補償貿易、加工装配（加工・組立）などを含む。

（出所）『中国対外経済貿易年鑑』1984～96年各年版／盧群『中国の対外債務』勁草書房、1996年、49ページから筆者作成。

表2 外資利用ソース別構成比率（実行ベース）
(%)

	対外借款			外商直接 投 資
	外国政府 借款	国際金融 機関借款	計	
1983	36.1	3.7	53.8	32.1
1984	26.7	6.8	47.5	46.5
1985	10.9	13.5	56.2	37.2
1986	11.6	18.5	69.1	25.8
1987	9.4	8.5	68.7	27.4
1988	11.5	11.0	63.4	31.2
1989	21.4	10.8	62.5	33.7
1990	24.5	10.4	63.5	33.9
1991	15.7	11.8	59.6	37.8
1992	13.4	6.8	41.2	57.3
1993	7.8	5.8	28.7	70.6
1994	5.6	3.4	21.4	78.1
1995	5.8	5.6	21.5	78.0

(注) 数値は当該年度の外資利用総額に占める割合。
(出所) 『中国対外経済貿易年鑑』1984~96年各年版
から筆者作成。

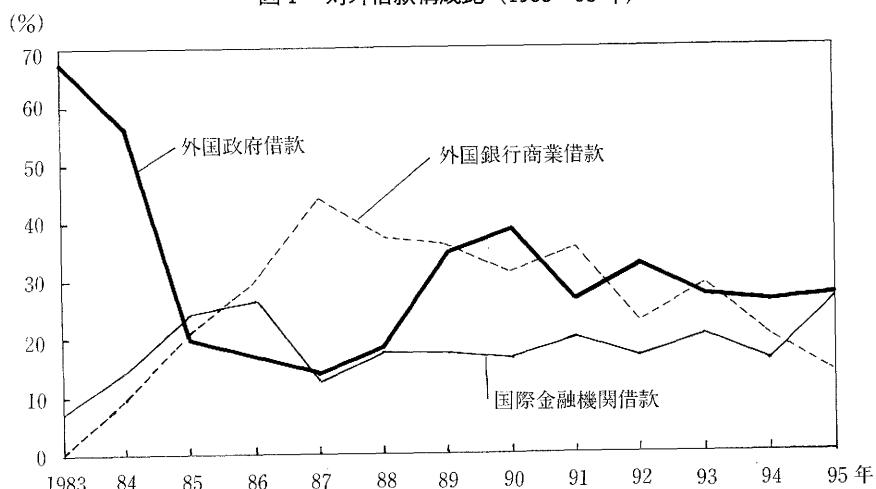
海外からの資金の利用額（実行ベース）を表1に示す。1979年から95年までに中国が利用した外資のうちのほぼ半分を外国からの借款（利用額全体の46.06%）が占め、残る半分が直接投資（同51.77%）であったが、その時系列的変化をひとことで言えば、借款から投資へと重心が移行してきたということができる。92年を境に、それまで全利用額の半分以上を占めていた対外借款が4割程度にまで落ち込み、代わって海外直接投資が6割弱まで上昇した。80年代後半には外資利用額全体の約6割を対外借款に依り、直接投資は3割前後を推移するという傾向で安定していたものが、92年以降は対外借款がその重要性を急激に減少させ、それに代わって直接投資が増加しているのが特徴と言える（表2）。ただし対外借款の規模自体は94年にやや落ち込みがあったものの必ずしも減少しているわけではなく、むしろ直接投資を通じた外資の利用額が急増したことの結果として対外借款の比重が低下

表3 中国外資利用対前年度伸び率（実行ベース）
(%)

	外資利用 総 計	対外借款			外商直接 投 資
		外国政府 借 款	国際機関 借 款	計	
1984	36.5	1.0	149.7	20.8	98.0
1985	65.0	-32.7	230.3	94.9	31.9
1986	62.7	73.0	122.1	100.1	13.0
1987	16.4	-5.1	-46.7	15.8	23.4
1988	21.0	47.8	57.0	11.7	38.0
1989	-1.6	82.2	-3.4	-3.1	6.2
1990	2.3	17.4	-1.7	4.0	2.8
1991	12.3	-28.3	28.1	5.4	25.2
1992	66.2	41.8	-4.3	14.9	-74.8
1993	102.9	18.5	73.7	41.4	150.0
1994	10.9	-21.1	-35.4	-17.2	22.7
1995	11.4	15.5	84.7	11.4	11.1

(出所) 表2に同じ。

図1 対外借款構成比（1983～95年）



(注) 指標は、それぞれの借款金額/对外借款総計。

(出所) 『中国对外経済貿易年鑑』1984～96年各年版から筆者作成。

しているのである（表3）。

次に、中国の対外借款（実行ベース）のうち外国政府からの借款と国際金融機関からの借款の推移をみる（図1）と、国際金融機関からの借款が1～3割の間で比較的安定しているのに比べて、外国政府借款は上下動が大きくて不安定であったことがわかる。これは、表3からも見てとれるように、外国政府借款の変動が外資利用額・対外借款利用額の動きとは同調していないことによるもので、対外借款における外国政府借款の比重は低下傾向にある。80年代当初は6～7割と高率であった外国政府借款の構成比が80年代後半に低下し、代わって急増した民間銀行借款も90年代には下降傾向にあって、現在では外国政府、国際金融機関、民間銀行借款の三者の比重が接近してきている。ただし、中国が改革・開放路線に転じた直後には外国政府借款が外資の提供に大きな役割を果たしていた（83年には全外資利用額の36%を外国政府借款に依っていた）ことは注目すべきであろう。

2. DAC 加盟国の協力状況

次に経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development：OECD）に設置されている開発援助委員会（Development Assistance Committee：DAC）構成国⁽⁸⁾の对中国援助額を概観しておこう。

表4は、主要国・国際機関の1979年から95年までの对中国資金フロー（支出純額で算出）である。資金フローの総額と政府開発援助⁽⁹⁾の変化は図2に示した。80年代中頃までは中国への資金フロー総額のほぼ全額がODAであったのに、それ以降は両者の間の差が開いてODA以外の公的資金や民間資金の流入が拡大したことがわかる。これは先にみた公的借款の地位低下と民間直接投資の役割の拡大とも一致し⁽¹⁰⁾、改革・開放の初期には外資提供の面でODAが果たした役割が大きかったことも示している。79年以降の累積値（支出純額）でみるとODAは中国が受け取った資金フロー総額の約3分の1に相当する。資金フロー総額の42.21%，对中国ODA総額の

表4 対中国資金フロー（支出純額ベース）

(単位：100万ドル)

	支出総額			ODA 総額		
	1979～95計	(%) ²⁾	(%) ³⁾	1979～95計	(%) ²⁾	(%) ³⁾
DAC メンバー国	59,016.9	100.00	77.63	18,347.7	100.00	67.27
オーストラリア	740.6	1.25	0.97	400.4	2.18	1.47
オーストリア	750.8	1.27	0.99	403.8	2.20	1.48
カナダ	1,452.7	2.46	1.91	516.9	2.82	1.90
フランス	5,502.7	9.32	7.24	1,064.1	5.80	3.90
ドイツ	4,572.1	7.75	6.01	2,326.6	12.68	8.53
イタリア	1,895.2	3.21	2.49	920.8	5.02	3.38
日本	32,092.9	54.38	42.21	10,656.3	58.08	39.07
オランダ	528.9	0.90	0.70	149.5	0.81	0.55
スペイン	739.4	1.25	0.97	742.2	4.05	2.72
スウェーデン	1,537.2	2.60	2.02	506.5	2.76	1.86
イギリス	2,869.7	4.86	3.77	345.5	1.88	1.27
米国	3,705.0	6.28	4.87	0.0	0.00	0.00
国際機関	16,784.9	100.00	22.08	8,700.2	100.00	31.90
AsDB ⁴⁾	1,868.8	11.13	2.46	87.1	1.00	0.32
CEC ⁴⁾	285.2	1.70	0.38	285.2	3.28	1.05
IBRD ⁴⁾	6,191.1	36.88	8.14	0.0	0.00	0.00
IDA ⁴⁾	6,377.5	38.00	8.39	6,377.5	73.30	23.38
IFAD ⁴⁾	183.8	1.10	0.24	183.8	2.11	0.67
IFC ⁴⁾	111.9	0.67	0.15	0.0	0.00	0.00
UNDP ⁴⁾	468.7	2.79	0.62	468.7	5.39	1.72
WFP ⁴⁾	630.1	3.75	0.83	630.1	7.24	2.31
総計 ¹⁾	76,023.9		100.00	27,273.1		100.00

(注) 1) 総計は、DAC メンバー国+国際機関+OPEC 諸国。

2) (%) は、DAC メンバー国合計または国際機関合計に占める割合。

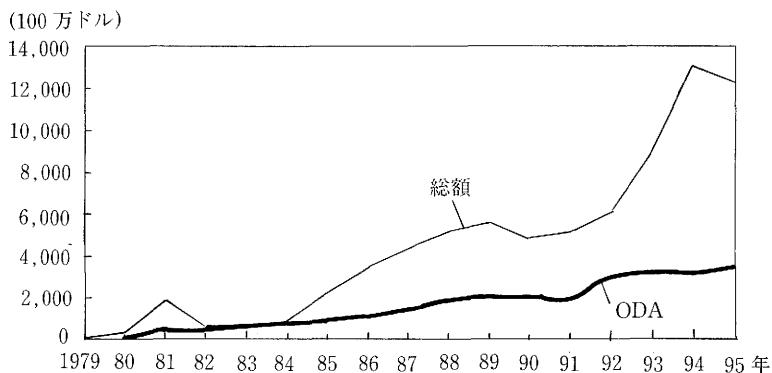
3) (%) は総計 (DAC メンバー国+国際機関+OPEC 諸国) に占める割合。

4) AsDB=アジア開発銀行、CEC=欧州委員会、IBRD=国際復興開発銀行、IDA=国際開発協会、IFAD=国際農業開発基金、IFC=国際金融公社、UNDP=国連開発計画、WFP=世界食糧計画

(出所) 図2と同じ。

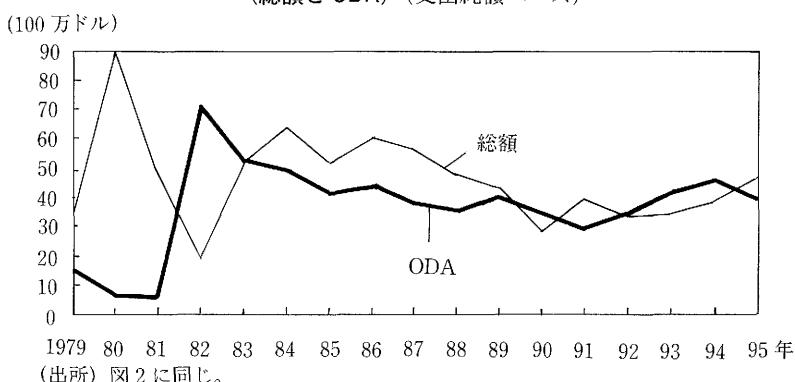
39.07%が日本から提供されており、他の国・機関と比べて桁違いに多い（なお、対中国ODA供与額のトップ10は表5のとおりで、日本とIDAの比重が大きい）。資金フロー総額に対する日本の比率は80年代後半以降、上下動は

図2 対中国資金フロー（総額とODA）
(支出純額ベース)



(出所) OECD, *Geographical Distribution of Financial Flows to Aid Recipients*, Paris, 各年版から筆者作成。

図3 対中国資金フローに占める日本の割合
(総額とODA) (支出純額ベース)



(出所) 図2と同じ。

あるものある程度安定していることが特徴で(図3), これは日本(官民合わせて)が中国の外貨資金の不足を補う上で継続的に一定の役割を果たしたこと示唆するものといえよう。

分野別に先進諸国からのODAの量をみてみると, 1990年から94年までの5年間の援助額(支出ベース)では, 金額の多い分野は運輸交通分野で,

表5 対中国ODA供与額(支出純額ベース) 上位10

	ODA 総額 (純額)	1980 (%)	1985 (%)	1990 (%)	1995 (%)		(%)
					日本	2,092.5	
1 ベルギー	10.3	15.6	日本	387.9	41.3	723.0	34.6
2 U N D P	11.6	17.5	I D	213.7	22.7	505.0	24.1
3 U N H C R	11.6	17.5	西ツイ	97.6	10.4	228.9	10.9
4 W F P	7.0	10.6	W F P	67.9	7.2	102.8	4.9
5 西ドイツ	6.5	9.8	I F A D	19.7	2.1	95.4	4.6
6 H 日本	4.3	6.5	オーストラリア	17.3	1.8	77.7	4.6
7 ノルウェー	0.5	0.8	カナダ	15.5	1.6	88.0	4.2
8 U N T A	0.2	0.3	イタリア	14.4	1.5	67.7	3.2
9 U N I C E F	0.2	0.3	U N D P	14.4	1.5	51.5	2.5
10 オーストラリア	0.1	0.2	スウェーデン	11.4	1.2	48.5	2.3

(注) UNHCR=国連難民高等弁務官事務所、UNICEF=国連児童基金、その他略号は表4参照。
(出所) 表4に同じ。

表6 セクター別援助額（支出ベース）

(単位：1,000 ドル)

分野	1990	1991	1992	1993	1994
運輸交通	364,290	430,128	600,619	920,198	930,775
工業	247,887	291,418	494,167	605,664	535,634
エネルギー	171,097	122,227	238,649	242,067	362,106
農・林・水産業	144,693	211,892	249,277	297,214	312,217
社会開発	53,158	86,684	157,014	220,896	206,161
地域開発	164,596	218,299	218,959	237,437	170,897
天然資源	31,750	62,353	109,479	90,848	154,787
通信	93,939	20,741	214,375	192,772	139,605
人的資源開発	146,869	139,223	83,163	133,399	131,630
開発行政	15,973	34,432	18,620	86,209	50,143
保健医療	59,257	54,324	64,464	77,988	67,597
経済運営	3,929	4,782	4,964	10,409	12,691
国際貿易	137,125	26,812	7,986	2,044	1,070
国内取引	2,704	1,585	6,500	1,145	23,381
災害対策	2,157	1,889	7,314	1,051	2,738
人道支援	4,124	11,268	5,081	3,820	3,904

(注) 本表には、二国間援助と、国連諸機関、欧洲連合、アジア開発銀行、国際開発協会（IDA）およびNGOによる援助が含まれる。ただし国際開発復興銀行（IBRD）は含まれない。

(出所) UNDP, *China : Development Co-operation Report, 1990~94*
各年版から筆者作成。

以下工業、エネルギー、農・林・水産業、社会開発となっている（表6）。

3. 日本の援助

先進諸国等による对中国援助全体のうち上位5分野と日本の援助額（支出ベース）を表7にまとめた。日本の援助は、運輸交通、エネルギーといった経済インフラ分野では对中国援助全体の6割前後を占めている一方で、農業分野で日本が占める割合は小さい。日本は中国に対する援助方針で五つの重点分野（経済インフラ、農業、環境、保健医療、人づくり）を掲げているが⁽¹¹⁾、とりわけ経済インフラ分野に対する援助において日本の担っている

表7 上位5セクター別援助額（支出ベース）

(単位：1,000ドル)

	1990	1991	1992	1993	1994
運輸交通分野	364,290	430,128	600,619	920,198	930,775
うち日本	219,759	224,583	314,871	601,495	647,240
日本/全体 (%)	60.3	52.2	52.4	65.4	69.5
工業分野	247,887	291,418	494,167	605,664	535,634
うち日本	4,770	6,568	167,485	190,212	209,108
日本/全体 (%)	1.9	2.3	33.9	31.4	39.0
エネルギー分野	171,097	122,227	238,649	242,067	362,106
うち日本	141,498	104,002	117,514	139,579	212,138
日本/全体 (%)	82.7	85.1	49.2	57.7	58.6
農業分野	144,693	211,892	249,277	297,214	312,217
うち日本	3,850	7,092	9,447	7,159	10,124
日本/全体 (%)	2.7	3.3	3.8	2.4	3.2
社会開発分野	53,158	86,684	157,014	220,896	206,161
うち日本	20,901	39,276	72,985	96,129	115,087
日本/全体 (%)	39.3	45.3	46.5	43.5	55.8

(注) 各項の1行目は当該分野の援助総額、2行目は日本の援助額、3行目は総額に占める日本の割合。

(出所) 表6に同じ。

表8 日本の対中国ODA実績（支出純額）

(単位：100万ドル)

	贈与				政府貸付		
	無償資金	技術協力	贈与計	%	支出総額	支出純額	%
1991	51.03	100.82	151.85	37	363.52	254.32	63
1992	42.69	116.79	159.47	39	386.68	254.50	61
1993	24.80	135.38	160.19	46	363.50	189.97	54
1994	27.36	137.36	164.72	43	425.34	217.83	57
1995	14.75	147.46	162.21	24	744.90	505.16	76
1991～95計	160.63	637.81	798.44	36	2,283.94	1,421.78	64
累計	875.19	1,342.67	2,217.88	38	5,054.29	3,669.30	62

(出所) 外務省経済協力局編『我が国の政府開発援助 ODA白書』下巻、70ページから筆者作成。

表9 対中国円借款セクター別供与状況
(1990~95年)

			(%)
運 輸	51.2	開 発 金 融	4.2
エ ネ ル ギ 一	19.1	社会サービス	5.0
農 業	6.3	灌 溉	0.7
通 信	5.8	商品借款等	7.7

(出所) 海外経済協力基金『中国円借款の概要』1995年,
26ページ。

役割（金額）の大きさは特筆すべきものがある。

このことは日本の対中国円借款の特徴にもみることができる。

1991年から95年までの5年間をとると円借款が対中国援助額全体の6割を超える（表8）が、95年に日本が開発途上国に供与した二国間ODAの約4割が政府貸付（つまり贈与分が6割）であったことと比較すると対中国ODAにおける借款の割合は大きい。その対中国円借款（1990~95年）について対象分野をみると運輸分野が群を抜いて多く半分以上を占めているのが特徴で、エネルギー分野がこれに続く（表9）。やはり95年の日本の二国間政府貸付（約束額ベース）全体のなかの運輸の比率が26.76%しかなかったことを考えると、对中国円借款における運輸分野の突出ぶりを確かめることができることである⁽¹²⁾。

第3節 世界銀行による对中国援助

1. 分野別貸付状況

世銀の对中国貸付は、1981年の大学開発（University Development）プロジェクトから始まった。世銀（IBRDとIDA）⁽¹³⁾による对中国貸付は、96年1月までに世銀による承認済みのものが162プロジェクト、貸付総額231億3047万ドル（うち、IBRDは145億6961万ドル）となっており、農業分野、

表10 世界銀行 (IBRDとIDA) の対中国貸付の分野別内訳
(1996年1月15日現在の累積) (単位:100万ドル)

分野(件数)	IBRD	%	IDA	%	分野計	%
農業(41)	1,549.33	10.6	4,562.86	53.3	6,112.19	26.4
エネルギー(23)	4,459.47	30.6	37.00	0.4	4,496.47	19.4
工業(19)	2,449.39	16.8	239.30	2.8	2,688.69	11.6
運輸(30)	4,669.72	32.1	569.60	6.7	5,239.32	22.7
保健・教育(23)	117.30	1.2	1,836.60	21.5	2,013.90	8.7
環境・都市開発(18)	1,239.40	8.5	1,091.80	12.8	2,331.20	10.1
技術援助他(8)	25.00	0.2	223.70	2.6	248.70	1.1
合計(162)	14,569.61	100.0	8,560.86	100.0	23,130.47	100.0

(出所) 世界銀行駐中国代表処資料から筆者作成。

運輸、エネルギーの3分野の比重が高い(表10)。これは一見すると、運輸、エネルギー分野の比重が高い日本の円借款とは異なるように思えるが、IBRDとIDAそれぞれの分野別貸付額をみると、世銀全体の農業分野貸付比重を引き上げているのは譲許性の高いIDAによる貸付(長期返済・無利子)であって(IDAによる貸付の約2割は対農業分野)、貸付条件の厳しいIBRDは、やはり運輸、エネルギー分野への貸付が多く円借款と同じ傾向にあることに注意すべきである。つまり世銀の対中国貸付の特徴は、IDAが農業を、IBRDが運輸、エネルギーといった経済インフラを支援する傾向をもっているといえる。

ただしIDAの農業貸付重視は中国だけに特殊なものではない。IDAの第9次増資期間(1990年7月~93年6月)中の対開発途上国貸付(調整貸付を除く)の43%、また第10次増資期間(93年7月~96年6月)中の貸付(同)では34%が農業分野に向けられていたが、これはIDAが対象とする低所得国においては農業への依存度が大きいこと⁽¹⁴⁾と、元来IDAの貸付が貧困減少に照準を合わせているため農業分野と社会セクター(教育、人口、保健、栄養、給水、公衆衛生、社会的保護)への集中が起こるためである⁽¹⁵⁾。对中国農業分野プロジェクトでも多くが農村地区の貧農の所得向上などの貧困対策の要素を含んでおり、例えば95年に世銀が承認した南西部貧困緩和(South-

west Poverty Reduction) プロジェクトなどがある。世銀は 91 年度から 97 年度にかけて、貧困撲滅のために、農業、農村衛生、教育、農村給水分野で 21 億ドルの貸付を行い、北西、南西地区の貧困状態にある人々への支援を試みたが、その貸付資金のほとんどが IDA を通じて行われており、貧困対策で IDA が大きな役割を果たした。

2. プロジェクトの地域ウェイト

IDA の貸付が農業に比重を置き、もしそれが貧困対策を含んでいるならば、対象プロジェクトの中国国内の地理的分布状況にもその特徴が現れていないだろうか。表 11 は、プロジェクトの所在地を基礎に、世銀の貸付金額を地域と分野別に計算したものである。国内地域は注欄にあるように、東・中・西部の 3 地区に分けた。また資料の制約からすべての案件を網羅できていないが、金額上の補足率は 77.5% (179 億 3267 万ドル/231 億 3047 万ドル) でありおよその傾向はつかめるだろう。

世銀の貸付対象案件の地域配分でまず明らかな特徴は、その 6 割弱が東部つまり沿海地域に集中していることである。このことから中国の沿海地域発展にとって世銀の資金提供が有利に働いたと考えられる。一方、農業分野貸付の地域ウェイトは貸付金額の約 6 割が中部と西部に投入されており、同地域では全産業中の農業の比重が東部に比べると大きいほかに、IDA の貸付の特徴（貧困対策と結びついて所得の低い内陸部の農民を支援する）も影響していると考えられる。

他方、東部地域に配分が高い分野は運輸（当該分野貸付の 71.4%）、開発金融（同 82.4%）、環境（同 100%）、公共セクター管理（同 77.4%）、通信（同 80%）、電力（同 71.3%）、都市開発（同 73.7%）である（開発金融は中国投資銀行の新設に伴う支援や中小規模工業への投資資金を提供することがその目的で、公共セクター管理は住宅や社会保障制度にかかる戦略の立案のための資金にあてられるものなどを含む）。運輸、通信、電力といった経済インフラ部門の比

表11 BRD・IDAによる対中借款の分野/地域別配分
(1995年末現在の累積)

	東 部		中 部		西 部		合計 (d)
	金額 (a)	a/d	金額 (b)	b/d	金額 (c)	c/d	
運 輸	2,213.40	71.41	561.00	18.10	325.00	10.49	3,099.41 (100.00)
開 発	981.70	82.41	189.80	15.93	19.80	1.66	1,191.30 (100.00)
環 境	816.20	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	816.20 (100.00)
教 育	187.10	38.95	166.60	34.69	126.60	26.36	480.30 (100.00)
公 共	268.50	77.04	0.00	0.00	80.00	22.96	348.50 (100.00)
セ ク タ イ	394.00	44.83	329.30	37.47	155.50	17.69	878.80 (100.00)
管 理	141.20	36.47	157.00	40.55	89.00	22.99	387.20 (100.00)
工 业	96.60	13.65	241.40	34.12	369.50	52.23	707.50 (100.00)
上 下 水 道	100.00	80.00	25.00	20.00	0.00	0.00	125.00 (100.00)
石油・ガス・石炭	2,409.80	71.27	180.00	5.32	791.40	23.41	3,381.20 (100.00)
通 信	345.30	73.72	123.10	26.28	0.00	0.00	468.40 (100.00)
電 力	2,192.80	38.67	2,296.80	40.50	1,181.70	20.84	5,671.26 (100.00)
都 市 開 發	88.40	23.41	161.90	42.88	127.30	33.71	377.60 (100.00)
農 保							
合 計	10,235.00	57.07	4,431.90	24.71	3,265.80	18.21	17,932.67 (100.00)

(注) (1)入手したデータに含まれないプロジェクトは算入していない。

(2)地域区分は次のとおり。

東部＝遼寧・北京・天津・河北・山東・上海・江蘇・浙江・廣東・廣西・福建・海南

中部＝黑龍江・吉林・內蒙古・山西・河南・安徽・江西・湖北・湖南

西部＝新疆・甘肅・青海・寧夏・陝西・西藏・四川・雲南・貴州

(出所) 世界銀行駐中国代表處資料から筆者作成。

表12 世界銀行对中国借款承認案件計画一覧表（1981～95年、電力分野）

(単位：100万ドル)

年度	案件名	世銀借款 承認金額	総費用	主な内容と目的等
1984	Lubuge 水力発電 (魯布革)	145.4	811.7	雲南送電網への供給と発電能力の増大、地下発電所建設の近代技術導入、国際入札関連の技術援助の提供、財務・監査処理、財務予測の導入等。ノルウェー、ADAB、CIDAの協調融資
1985	第2次電力	117.0	282.8	徐州から上海までの500kV送電ライン建設、サブステーション5カ所の設置等。併せて、江蘇省電力局向けにコンサルタントサービスと研修を提供。伊の協調融資とIAEAの援助
1986	ペイランガン火力発電 (北端港)	225.0	1,044.9	山西省の石炭を用いた基礎負荷用火力発電所を浙江省沿岸に建設し、中国東部の産業成長を支援
1986	ヤンタン水力発電	52.0	1,033.1	紅水河のカスケードダム開発による中国南部の経済成長を支援するため、最新式のダム建設技術を導入し、ヤンタン(岩灘)発電所と中国南部を500kV送電線で結び、広西電力局の金融計画策定と運営実務を強化
1987	ミン江水力発電	140.0	1,087.8	ミン江の大規模水力発電所(水口)を建設し、中国東部と福建省の経済開発を支援
1987	Wujing 水力発電	190.0	351.4	中国東部の主な負荷地域における電力不足に対応するため、上海市の配電網マスタープランの開発を支援し、上海市電力局の職員プログラムを通じて同局の効率向上を促進し、近代的な財務ペフォーマンスマネジメントを採用して財政改革を促進
1988	Beilungang 火力発電拡張 (北端港)	165.0	289.7	中国東部の主要な電力消費地の電力不足を緩和するために、大規模石炭火力発電所を開発する国家政策を支援

1992	Ertan 水力発電 (二灘)	380.0	2,487.1	高さ 240 m のダムと地下発電所の建設、発電器 6 基と関連機材の供与を通じて四川省の電力システムの電力不足の解消を助ける。米国輸出入銀行、ノルウェーの協調融資
1992	Daguangba 多目的	67.0	217.7	最貧省のひとつである海南省で、再生可能な水力資源の開発と農業生産の増加をはかる。 投資をエネルギー、農業の両部門で進め、経済開発の促進と貧困緩和をはかる。 UNDP の協調融資
1992	偃師火力発電	180.0	459.6	既存の偃師発電所を拡張して河南省の電力システムの発電能力を高め、近隣地域の工業・農業生産を増加
1992	鄧県火力発電	310.0	957.4	山東省の電力不足緩和のために既存の鄧県火力発電に 600 MW 発電機 2 基を追加し、送電線とサブステーションを建設。日本の協調融資
1993	第 2 次 Shuihou 水力発電	100.0	321.0	福建省の電力需要を賄うためミニン江の水力発電所(1987 年着工) (水口) を完成
1993	Tianhuangpin 水力発電	300.0	720.3	浙江省に中国最大の揚水式水力発電所(天荒坪) を建設し、中国東部電力網の電力供給を質的に改善する
1994	Yangzhou 火力発電	350.0	1,081.4	石炭火力発電所の建設、送電線の新規架設、既存送電網の強化を通じ、江苏省および東部中国電力網全体に必要である発電能力を増大させる。ECO の協調融資
1995	Sichuan 送電	270.0	874.4	500 kW 級の建設により、四川省と南西中国送電網の送電容量を増大する
1995	Zhejiang 火力開発	400.0	1,789.3	大規模な追加発電と関連する送電により、浙江省の電力需要の増大を充足する。電力セクター改革を推進する
	小計　電力	3,391.4	13,809.6	

(出所)『世界銀行年次報告』各年版(1995)から筆者作成。

重が東部地域で高いことは注目すべきであろう。これら経済インフラは中国の経済発展に伴ってその供給不足が顕在化してきており、世銀の貸付が経済発展の速い東部に集中するのは当然ともいえるが、同時に世銀の貸付が東部地域の発展を制約する（経済インフラの不足という）要因の緩和になんらかの役割を果たしてきたと考えることができよう。

表12は、世銀が1994年6月末までに承認した電力分野案件の一覧だが、貸付の対象となったプロジェクトの多くが中国沿海部の高経済成長地域の電力供給に配慮していたことがうかがえる。

3. 世銀貸付の経済効果

はじめに述べたように、援助には開発途上国の不足する国内投資資金を補うという役割があるが、世銀の貸付は中国の国内投資資金にどのような役割を果たしたのだろうか。1995年までに世銀の貸付対象となった全プロジェクトの総コスト（計画段階での積算額）の約34%が世銀による貸付によってカヴァーされることになっていたが、この数字から、「世銀貸付は投資額の3割相当を提供した」というだけでは適当ではない。援助理論のツーギャップ・アプローチでは外貨には内貨（貯蓄）が代替できない機能があって、それが欠けている（外貨がない）と途上国の経済発展が制約されると考えられている。これは、例えば先進的な技術を集めてつくられたプラントのようなものを想像するとわかりやすい。開発途上国がこうした技術集約的な生産設備を導入するためにはその技術を保有する先進国からの提供（輸入など）が必要で、その対価として支払われる外貨の不足は途上国に国内貯蓄がどれだけあろうとも内貨で代替することはできない。外国から援助を受けるということはこの「外貨」不足を補うことになるのである。外貨がないためにプロジェクトに不可欠な海外の製品、技術や生産設備が輸入できないとすれば、援助資金の効果は金額の多寡の他に、この「外貨」としての機能を考慮する必要がある。

そこで、先にみた中国の電力案件についての簡単な計算をしてみる。まず、電力分野の世銀貸付合計額は、中国が1985年から94年の間に電力・ガス・水供給にあてた基本建設投資の4.3%に相当するが、これら世銀の貸付対象となったプロジェクトに要する総コスト（中国側負担等を含む）を合計すると同基本建設投資の17.4%になる。もしも上述の「外貨」効果によって世銀貸付が当該プロジェクトに重要な役割を果たしたとするならば、電力建設に対するその効果は小さくないといえるだろう⁽¹⁶⁾。

また、インフラが整備されることによって外国民間資本の対中投資が促進されるという側面からも、世銀貸付が中国経済の成長に与えた貢献を考慮しなければならない。

4. 世銀の技術援助

第1節でみたように公的援助の役割の2番目は開発途上国への技術移転である。世銀も途上国への技術援助を次の四つの形態で行っている。

- (1)貸付案件の形成のために行われるもの。F/S (Feasibility Study) より前段階の準備過程で行われるもの
- (2)経済改革にかかわる問題を研究するもの
- (3)ある分野の指導訓練要員（教員）を養成するもの
- (4)各プロジェクトのなかに組み込まれ、当該プロジェクトのためのオペレーション要員を訓練するもの

中国に対してこれまで世銀は、例えば電力案件プロジェクトのなかに、プロジェクト管理、システムオペレーション、財務、行政・機構改革にかかわる技術援助を包含することによって、(1)発電、送電、配電、汚染制御にかかわる最新の技術と制御システムの導入、(2)発電システムの信頼度と制御性を高めるための近代的な操作技術・手続きの導入、(3)プロジェクトの立案、設計、施工管理、環境影響評価のための方法の改善、(4)財務計画と公益性管理、(5)適切な料金体系の計算と確立のためのテクニックの導入、(6)セクター

および制度改革、などについても中国を支援しようとしてきた。1996年2月に世銀が承認した河南（Qinbei）熱発電プロジェクト（Henan <Qinbei> Thermal Power Project）でも、世銀は技術援助、コンサルタント・サービスと要員、関係者の訓練プログラムを組み込んで中国側の能力向上への支援をはかっている⁽¹⁷⁾が、これなどはプロジェクト内包型の技術援助の一例といえる。

もうひとつ、経済法改革プロジェクト（Economic Law Reform Project、1994年10月に世銀承認）をみておこう⁽¹⁸⁾。このプロジェクトは、(1)優先領域における経済立法の準備支援、(2)法学の教員、法律実務者、政府機関関係者に対する新しい法律のフレームワークを教育するための訓練方法、カリキュラムの強化、(3)経済法の立法と実施に責任をもつ中核的機関の強化、を目的に行われるもので、具体的には全国人民代表大会法制工作委員会に対する組織的なサポートが行われ、市場経済の発展に関する50余りの法律と関連規則の準備のために法制経験の教示や法案作成へのアドバイスなどを行う。

このように、世銀の技術援助は、個々の貸付プロジェクト（例えば火力発電所など）の一部分として運営・稼働のための訓練が組み込まれているようなものから、経済改革支援を目的とした単独プロジェクトの形でなされるものなど、複数の形式で行われている。

このほかに世銀は自身の援助方針策定のために中国政府関係機関の協力を得て経済・セクター調査を実施しているが、その結果は中国政府関係者に示唆を与えるほかに調査の過程で世銀のもつ研究・分析技術が中国側に移転されるなどの効果を上げている⁽¹⁹⁾。このような世銀の活動や海外留学の経験などをとおして専門知識をもつ人材が育ってくるにつれ、中国政府は政策提言だけでなく、世銀に他国での経験を生かして政策の実現に向けた具体的方策に対して貢献することを望むようになってきている。

なお、経済・セクター調査は中国側と共同作業を行うなかで、世銀と中国側政策担当者との対話の機会を提供し貸付案件の一部が形成されているという点でも重要である。

第4節 これからの援助動向

今後の対中国援助の方向には二つの変化が予想される。一つは援助の投入される地域の変化であり、もう一つはその対象分野の変化である。

1. 沿海から内陸部へ

前節では従来の世銀の貸付資金が東部沿海部に偏っていたことをみた。こうした資金の地域的偏在は、援助に限らず対中國民間投資でもしばしば言及されており、中国政府は国内の地域格差拡大を考慮して、投資の中・西部への傾斜や外資の内陸誘導を政策に掲げている。『人民日報』海外版の報道によると、对外貿易経済合作部は中西部地域の優遇政策の一環として、外国政府借款プロジェクト、多国間あるいは二国間の援助プロジェクトについては特別なケースを除いて、今後はすべて中西部地域に振り分けることを決定したという⁽²⁰⁾が、こうした流れのなかで今後は、援助の配分が中・西部に比重を移していくことが予想される。

公的な援助の中・西部への移動が起こる理由には、沿海地域の発展速度とも関連がある。日本やIBRDの援助資金が経済インフラに集中していることはすでにみたとおりである。これら経済インフラは、沿海部の経済発展の高い地域にとっても引き続き必要なものであるにもかかわらず援助資金が中・西部に振り向けられようとしていることの背景には、実施までに時間のかかる公的援助を利用して急速な拡大を遂げる沿海部の経済発展の速度にインフラ建設が追いついていかないので、足の速い民間資本をインフラでも活用したいという中国政府の思惑があると思われる。最近の民間資本による途上国インフラ建設投資の拡大という現象が、こうした中国政府の開発戦略に影響を与えていているとも考えられる。

世銀は毎年、今後3カ年分の貸付プロジェクト・リストを作成している。

セクター調査などを通じて新たに選び出された案件は、普通は予定案件リストの最後に追加されていく。案件リストはその後の状況変化をにらみつつ毎年見直されるが、通常はリストに載せられてから3年後に当該プロジェクトの貸付が中国政府との間で正式に合意され、それから一連の建設手続きなどが始まることになる。世銀に限らず、一般に公的資金を利用する援助案件は実施までに十分な準備期間を必要とする。元来民間資本が手を出さないような困難さがあるからこそ公的資金へのニーズが生じるのだという点を考えれば、準備不足のまま拙速に援助を実施するのは必ずしも適当ではないだろう。しかし、とりわけ高い経済発展過程にあるような場合、途上国の側からすれば、多少のコスト増を甘受しても足の速い民間資金を活用して早くプロジェクトを立ち上げたいと考え、実際になかにはそれが可能なプロジェクトもありうる。今の中国沿海部の経済インフラはまさにそうした状況にあるといえるのかもしれない。そうだとすれば、今後は公的な援助資金は中国国内のなかでよりいっそう民間資金の手当てがむずかしい地域をカバーすることを求められていくだろう。

2. インフラ建設をめぐる民間投資

世銀の推計によると、1995年から2004年までに必要な中国のインフラ建設の投資額は7440億ドル（同期間に東アジア全体で必要なインフラ投資額の約半分に相当する）だという。これは予想されるGDPの7.4%に相当し、その内訳は、電力2000億ドル、通信1410億ドル、運輸3020億ドル、水供給・衛生1010億ドルである⁽²¹⁾。90年に同分野に中国が投資した金額がGDPの4.1%相当だったことを考えると、このような経済インフラ建設投資を実施することは中国にとってけっして容易とはいえないだろう。

従来、開発途上国のインフラ建設は政府の公共投資によって行われてきたが、その拡大とともに途上国財政の負担は増え、一方で途上国政府に対する先進国の援助額が縮小する動きをみせるのと並行して、インフラ建設に民間

資金を利用しようとする傾向が顕著になっている。また、実際に民間資金のインフラ投資⁽²²⁾は増大しており、BOT (Build-Operate-Transfer)⁽²³⁾と呼ばれる方式はその代表的なもののひとつである（中国では香港ホープウェルとの間で建設された広東省沙角B発電所〈1987年開業〉などがある）。しかし民間投資によるインフラ建設は、第1に民間企業にとって収益が見込まれる事業であることが条件であって、どのようなものでも可能だというわけではない。

たとえ収益が期待できるとしても、民間企業にとってインフラ建設事業に乗り出すことにはリスクが大きい。経済インフラは建設費用が大きい上に、事業から撤退する時には投下済みのコストの回収がむずかしい。また外国企業にとっては、利益の回収には国内通貨で稼いだ事業収入を国際的に兌換可能な通貨（例えばドルなど）に換える必要があるのだが、仮に途上国の国内情勢が不安定化したり、途上国政府が外貨準備の不足を理由に国内通貨から外貨への兌換に制限を設けるなどの政策変更を行うと外国企業は資金回収が不可能になってしまう。そこで途上国への民間インフラ投資を拡大するためには、こうしたリスクを公的な機関などが肩代わりするような制度が必要になる。つまり公的援助の役割の4番目——リスクの負担——がこれである。これまでの公的援助は途上国に開発資金を提供し、先進国の技術を移転するという役割を果たしてきたが、途上国の経済発展に民間資本・企業が果たす役割が拡大してくるにつれて、その活動を容易にするような環境づくりの面でもなんらかの役割を果たすことが援助国に期待されている。例えば、世銀グループには多数国間投資保証機関（MIGA）があり、ポリティカル・リスク（通貨の非交換性リスク〈currency inconvertibility〉、接収リスク〈expropriation〉、戦争・内戦・テロリズムリスク〈war and civil disturbance〉）による損失をカバーすることにより、メンバー国の民間資本の開発途上国への流入促進をはかろうとしている⁽²⁴⁾。中国においても今後、民間資金のインフラ投資の拡大とともに、この領域での公的援助の役割が拡大せざるを得ないだろうと考えられる。実際、MIGAは最近、米国Coastal Corporation社の子会社であるCoastal Wuxi Power社の発電所建設（於江蘇省）投資に対し

て、接収、通貨送金、戦争・内乱にかかるリスクをカバーするために保証提供を行うこととしたのである。

おわりに

中国に対する国際援助には経済インフラ（円借款では特に運輸）の比重の重さと、東部沿海地域への偏り（世銀貸付）という特徴がみられた。しかし最後に述べたように、途上国での民間企業の活動が注目されるに従い、公的援助にも従来の資金、技術の供与に加えてリスクの負担という役割が期待されているといえるだろう。

公的援助の役割は、途上国の経済発展ばかりでなくその国民の幸福の増大に寄与することを目的としている。援助がしばしば「貧困撲滅」と併せて語られるのは、マクロな経済発展が、個々の国民（ミクロ）の幸福につながると考えられているからにほかならない⁽²⁵⁾。円借款による経済インフラ建設がアジアの経済発展に重要な役割を果たしてきたとしてもそれだけでこと足りるわけではないのである。本章では世銀による借款を中心にみてきたが、こうした援助の目的に照らした借款と贈与（日本では無償資金協力と技術協力が相当）の今後の連携のあり方もまた重要な課題であろう。

注(1) その内容は、①軍事面での協力は行わない、②わが国と他のアジア諸国との関係なかんずく ASEAN 諸国との協力を犠牲にしない、③日中関係は排他的なものではなく先進工業諸国との協調の下に協力する、というものであった。

(2) 世銀の統計によると、1996 年に開発途上国へ流れた長期資金のうち 80% は民間からの資金であり、その総額は 2850 億ドルであった (*World Bank NEWS*, March 20, 1997)。

(3) 絵所秀紀『開発経済学——形成と展開』法政大学出版局、1991 年、18~19 ページ。ツーギャップ・モデルの説明は、高木保興『開発経済学』

有斐閣、1992年、183ページ参照。

- (4) 国際協力事業団国際協力総合研修所『市場経済化支援に関する基礎研究報告書』1996年、67ページで、国際協力事業団 (Japan International Cooperation Agency : JICA) 国際協力専門員の山下雅弘は、技術協力の領域において従来、ハードな技術移転協力が中心となってきた理由として、ハード面のインフラにかかる設計・施工技術の移転は、①効果の実現までの時間が短い、②その示威効果が大きいということにあったが、以下のような開発途上国側の背景からソフトな技術協力（ここでは、上図の「領域III」の政策や制度と「Institution Building=設備等の運営組織・体制づくりや協力成果の普及体制づくり」の両方を対象とする協力のこと）に対するニーズが高まっているという。
- ①これまでの先進国の技術協力の結果、基礎的施設の整備が進み、基礎的技術が定着してきた。
 - ②途上国では、各種の施設が整備される一方、運営管理や保守の面で現地の対応が不十分である。
 - ③途上国によっては、財政事情の悪化により、各種施設の効率的整備のために「計画策定技術」に対するニーズが高まってきた。
 - ④途上国によっては、世界経済の変化や自然災害などの影響で、国家経済全体の新たな方向づけが必要なケースも出てきた。
 - ⑤一方では、途上国によっては基礎的施設の整備が進み社会発展が発展はじめたのに伴い、次の段階へ進むための計画づくりや課題に対する行政ニーズが発生してきた。
 - ⑥途上国では、一般に個人レベルでは能力があっても、組織全体で総合的な問題把握を行い具体的な解決策を立案、実行していく能力が不十分である。
 - ⑦世界経済における日本の地位の向上により、日本を見習おうとする機運が高まるとともに、日本の技術協力専門家の実績が評価されてきた。
- (5) 絵所秀紀『『外向きの』開発戦略』(『経済セミナー』1996年6月号) で絵所は、資本財・中間財・耐久消費財の第二次輸入代替が成功するためには熟練労働と高度の資本および技術が必要で、また規模の経済の利益を得るために大きな国内市場が必要だったが開発途上国にはこうした諸条件が欠けており、第二次輸入代替戦略下の経済成長は減速したとしている。
- (6) 平川均「東アジア工業化ダイナミズムの論理」(法政大学比較経済研究所・柏谷信次編『東アジア工業化ダイナミズム』法政大学出版局、1997年) で平川は、東アジアの工業化を「玉突き的な成長連鎖」であり、その最大の主体は「国際的な生産と販売ネットワークを構築しようとする多国籍企業」とその関連企業であるという。また、中国については、香港・台湾・工業先

進国の外資がまず輸出向け、次いで国内需要向けの製造工程を中国に移転させているのが1980年代以降の発展の基本メカニズムであり、郷鎮企業の発展も圧倒的な部分が沿海部に集中しており輸出主導型産業と直接、間接に結びついているもので、ASEANや中国の工業化は「2回目のNIES現象」と呼ぶべきものであるとする。

- (7) 輸出信用の供与などは、「資金提供」の一形態として考えることができるが、後で触れるように、最近注目される民活インフラなど援助とかかわりの深い分野では、リスク管理が重要な問題となっていることから、ここでは特に独立させている。
- (8) DACはOECDの下部組織で、1961年に設置され、そのメンバーは開発途上国への援助の量的拡大と効率化を目指し、相互に定期的に援助量などのレビューを行い、援助政策にかかる事柄を相談するとしている。メンバーは、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、イギリス、米国などの21カ国と欧州委員会。
- (9) 政府開発援助とは、中央および地方政府を含む政府機関あるいはその実施機関により、開発途上国および国際機関に対して供与される資金で、次の条件を満たすものを言う。
 - ①開発途上国の経済開発と福祉の促進を目的として実施され、
 - ②援助条件が緩和されたものであり (concessional in character)，少なくとも25%以上のグラント・エレメント (grant element) を有するもの。
 グラント・エレメント (贈与相当比率) は、借款の譲許性 (concessionality) を測る指標で、贈与の場合のグラント・エレメントは100%，商業的借款では0%となり、25%以上の借款はconcessionalであるとされる。
- (10) ただし、世銀借款のうちIBRDによる部分や、アジア開発銀行の通常の借款などは借款条件が市場金利に近く「グラント・エレメントが25%以上」という定義を満たしていないのでODAとはカウントされない。世銀グループのなかでも、譲許性の高いIDA借款はODAとみなされる。
- (11) 外務省経済協力局編『我が国の政府開発援助 ODA白書』下巻、85ページ。
- (12) ただし、日本は1996年からの第四次对中国円借款のなかでは環境案件（上水道案件を含む）の割合が増加（全件数のうち約4割）しているのが新しい特徴である。
- (13) 國際復興開発銀行 (IBRD), 國際開発協会 (IDA), 國際金融公社 (International Finance Corporation : IFC), 多数国間投資保証機関 (Multilateral Investment Guarantee Agency : MIGA), 投資紛争解決国際センター (International Center for Settlement of Investment Disputes :

ICSID) の 5 機関を合わせて世界銀行グループと呼ぶ。このうち通常、IBRD と IDA の 2 機関を総称して世界銀行と呼ぶことが多い。IDA は IBRD の貸付になじまないような最貧国に対して、長期・無利子で資金を提供するために 1960 年に設立されたもので、実際には IBRD と同一のスタッフ、政策によって運営されるため「第二世銀」とも呼ばれている。なお、世銀では、IBRD の貸付を loan, IDA の貸付を credit、両者を総称するときは lending と使い分けており、これに合わせて翻訳でも、貸付、融資、貸出などの用語を使い分けることもあるが、本章ではすべて「貸付」で統一した。

- (14) 白鳥正喜『世界銀行グループ——途上国援助と日本の役割』国際開発ジャーナル, 1993 年, 177 ページ
- (15) World Bank, *IDA in Action 1993-1996 : The Pursuit of Sustained Poverty Reduction*, Washington, D.C., 1997, p. 12.
- (16) 1985 年から 94 年までの中国の基本建設投資のうち、電力・ガス・水供給にあてられた投資を各年度の対ドル兌換率でドル換算して合計すると、同期間の投資総額は 795 億 4400 万ドルになる。世銀が 83 年から 95 年に貸付対象とした電力プロジェクトの貸付承認額は 33 億 9100 万ドルだから、上記投資総額の 4.3% (=33.91/795.44) に相当。また、世銀貸付の対象となったプロジェクトの総費用（世銀借款分を含む総額）は合計 138 億 1000 万ドルで、同投資総額の 17.4% (=138.1/795.44) に相当する。仮に、世銀の貸付の有無がプロジェクトの成否に重要な影響力をもっていたと考えるならば、同期間に中国が行った投資の 2 割弱は世銀貸付を得ることによって可能になったということもできる。もちろん、ここまで「外貨としての援助資金」の重要性を仮定するのは中国のように一定の工業製品の生産力を有する国にとっては適当とはいえず、むしろ世銀貸付がこれらプロジェクトの実施を促進したということにとどめるべきであろう。
- (17) World Bank, *Staff Appraisal Report China Henan(Qinbei) Thermal Power Project*, Report No. 15002-CHA, 1996.
- (18) World Bank, *Technical Annex China Economic Law Reform Project*, Report No. T-6393-CHA, 1994.
- (19) 賈康「世界銀行與中国的改革和發展」(王建編『中国的経済発展戦略與国際協力』IDE SIE Report No. 2, アジア経済研究所, 1996 年) 36~40 ページ
なお、このような世銀の援助案件の発掘・形成に対する関与のあり方は、「要請主義」といわれる日本の方とは異なっている。
- (20) 日中経済協会『資料日中経済』第 23 卷第 2 号, 1996 年 6 月。
- (21) World Bank, *Infrastructure Development in East Asia and Pacific*,

Washington, D.C.

- (22) David J. Donaldson, Frank Sader, and Dileep M. Wagle, *Foreign Direct Investment in Infrastructure*, Foreign Investment Advisory Service Occasional Paper 9, 1997 によると、1985 年から 95 年の民間インフラ・プロジェクトの件数は、全世界で 1170 件、プロジェクト費用総額 4500 億ドル、うち東アジア、太平洋地域は 223 件、1850 億ドルで、金額ではヨーロッパの 1560 億ドル、3 位のラテンアメリカ 585 億ドルを超えてトップである。
- (23) 外国企業が自ら調達した資金を使って途上国等にインフラ施設を建設 (Build) し、一定期間操業 (Operate) して事業収入を得た後に、設備を途上国政府等に引き渡す (Transfer) 方式のこと。
- (24) 三木敏夫『世界銀行と投資促進戦略——東南アジア向け投資促進を探る』科学新聞出版局、1995 年、46 ページ。
- (25) 円借款を担当する海外経済協力基金の西垣昭総裁は「貧困の根本的解消のためにには、人口問題の解決と長期的な経済成長による経済全体のパイを拡大することが不可欠であるが、特に後者、つまり経済成長のためにはインフラの整備が不可欠であり、円借款がそこで果たす役割は、引き続き重要であるものと考えられる」という。「円借款の役割を考える」(『ESP』No. 294, 1996 年 10 月) 5 ページ。